

第5章 総合評価

5.1 総合評価

本事業の実施による生活環境への影響について、現況調査、予測及び影響の分析（評価）を実施した。本事業の焼却施設という事業特性及び立地環境を考慮し、大気質、騒音、振動、悪臭の4項目を調査項目として選定し、それぞれについて現況調査、予測及び影響の分析（評価）を実施した。その結果、いずれの項目についても生活環境への影響はないか軽微であると評価された。従って、本事業の実施による生活環境への影響は軽微であると評価できる。

5.2 影響要因ごとの評価

5.2.1 煙突排ガスの排出

計画施設の稼働に伴い排ガスを大気中へ放出することとなるため、排出される汚染物質が十分低減されることが重要となる。排ガス中の大気汚染物質濃度については、法令等に定められた基準よりも厳しい、現工場と同等の公害防止基準を設け、適切な排ガス対策を実施する計画である。

大気の拡散予測の結果から、公害防止基準を満足する十分な性能を有する施設を整備することにより、排ガスに由来する周辺の大気質、悪臭の影響は小さく、大気質及び悪臭の状況は現況とほぼ変わらず、生活環境に対する影響はほとんどないと判断できる。

5.2.2 施設の稼働

計画施設の稼働に伴い生じる騒音及び振動については、法令等に定められた基準と同等の公害防止基準を敷地境界線上に設け、管理を行う計画である。公害防止基準を満足する十分な性能を有する施設を整備することで、生活環境への影響は十分小さいものとするのが可能であると判断できる。

5.2.3 施設からの悪臭の漏洩

計画施設からの悪臭の漏洩については、法令等に定められた基準よりも厳しい、現工場と同等の公害防止基準を敷地境界線上に設け、管理を行う計画である。十分な悪臭漏洩防止対策を講じることにより、生活環境への影響は十分小さいものとするのが可能であると判断できる。

5.2.4 廃棄物運搬車両の走行

計画施設への廃棄物の搬出入に伴う車両の走行は、増加は見込まれるものの増加幅はわずかである。車両の走行に伴う大気質及び騒音への影響は、現状とほぼ差がないと予測され、影響はほとんどないと判断できる。振動への影響は、現状よりも振動レベルが高くなるものの、人が振動を感じることができない水準であり、影響はないと判断できる。

5.3 環境保全対策

本事業の実施による生活環境への影響は軽微であると評価するが、これは、環境保全対策の適切な実施が前提となっている。建設する際には、事業計画に基づく環境保全対策を確実に実施し、性能試験等により公害防止基準が遵守されているかの確認を行う。

生活環境影響調査の中で、施設の設置及び維持管理に関する計画に反映した環境保全対策を表 5.3.1 に示す。

表 5.3.1 環境保全対策

項目	段階	計画に反映した事項
大気質	施設の設置	公害防止基準を満足することのできる排ガス処理設備を導入する。
	維持管理	定期的な測定を行い、公害防止基準を満足していることを確認する。
騒音	施設の設置	騒音を発生する機器は、低騒音型の機器を採用するとともに、必要により地下や吸音材を有した防音構造の室内への収納、消音機の設置等、換気開口部等の音漏れも含め、十分対策を講じる。
振動	施設の設置	振動を発生する機器は、低振動型の機器を採用するとともに、振動の伝播を防止するための独立基礎、防振装置の設置、制振構造の採用等、十分に対策を講じる。
悪臭	施設の設置	悪臭の発生源には、必要な対策を講じて極力悪臭を捕集するとともに、建築設備面での密閉化、燃焼用空気としての活用、全休炉時の悪臭対策等、十分対策を講じる。
		ごみの焼却のために必要な燃焼用空気にごみピット内の空気を使用することで、ごみの悪臭の成分を燃焼の過程で高熱により分解する。
		ごみピット内の空気を燃焼用に使うことにより、ピット内を負圧に保つことで、臭気を含んだ空気が扉や隙間から漏洩することを防ぐ。
		ごみピットには投入扉を設置し、ごみの投入時以外は閉鎖することで、投入口からの臭気の漏洩を防ぐ。
		悪臭が発生する箇所には、シャッターやエアカーテンを設置し、悪臭が外部に漏洩することを防ぐ。
維持管理	維持管理	燃焼が不十分であると焼却灰の中の有機物からの悪臭が発生するため、未燃有機物が極力少なくなるよう運転を行う。
		焼却炉停止時はごみピット内空気を脱臭設備に送り、臭気を処理するとともに、ごみピット内を負圧に保ち漏洩を防ぐ。
		廃棄物運搬車両専用の洗車場を設置し、定期的に洗浄を実施する。
		敷地境界において定期的に悪臭の調査を実施し、ごみの悪臭の漏洩があれば対策を検討して講じる。